

平成27年9月29日

答申第586号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、決算書の未収・未払消費税等の金額と消費税確定申告書の確定納付税額に差異が発生する要因に関して、「① 当該相違発生要因、② 納付金額と未払金計上金額の差額の会計処理方法（処理科目、金額）」について開示の求めがあった。

NHKは、②については開示したが、①については一般勘定の未収・未払消費税額と消費税確定申告額の比較に関する文書が存在しないため、開示することができないとした。

なお、情報提供として、決算書の協会全体の未収・未払消費税額と消費税確定申告額に差額があることについて説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、決算書の協会全体の未収・未払消費税等の金額と消費税の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計納付税額」との差額についての文書であると解したが、当該文書はNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当するため、開示することができない。

なお、NHKでは、消費税法に基づく国税庁の中間申告制度に則って消費税の中間納付を11回行った後に確定申告納付している。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、規程第8条1項1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月 7日（第221回審議委員会）第586号諮問、審議

9月 9日（第223回審議委員会）審議

9月29日（第224回審議委員会）審議、答申